

2019 年 12 月

**黄熱予防接種について【該当者のみ】**  
**アフリカ・中南米の黄熱予防接種が必要な国へ派遣される方へ**

黄熱は【検疫予防接種】のため、入国時に黄熱予防接種証明書（イエローカード）を要求する国へ渡航する場合には必ず接種が必要で、入国の 10 日前までに接種を済ませる必要があります。

黄熱の流行状況により黄熱予防接種証明書要求国は変わります。 下記サイトや検疫所において、赴任国が必須及び推奨国となっているかを確認し、長期は派遣前訓練の入所 4 週間前まで、短期は出発前までに各自で必ず予防接種を受けてください。

下記の黄熱に感染する危険のある国や黄熱予防接種取扱期間は、予告なく変更されることがあります。最新情報を下記 URL でご確認ください。

厚生労働省検疫所ホームページ「FORTH」

<https://www.forth.go.jp/useful/yellowfever.html>

国ごとの具体的な情報は、上記ページの「国・地域別の情報」に掲載

されていますので、必ずご自分の赴任国について確認してください。

■黄熱予防接種証明要求国（接種必須）

アフリカ：ガーナ、ガボン、カメルーン、ブルキナファソ

注）ブルキナファソ国の査証取得のため、在日大使館へのイエローカード提示が義務付けられておりますが、現在接種の有効期間が一生と変更になっているにもか

わらず、接種後 10 年を経過したイエローカードでは、査証取得を受け付けてもられません。該当者は、再度黄熱接種をお願いいたします。

■経由国が黄熱感染危険国の場合は黄熱予防接種証明書を要求（接種必須）

アフリカ：ボツワナ、エスワティニは、\*エチオピアを経由する場合に接種必要となりますため、都度 JICA へご確認をお願いします。

■一般旅券渡航の場合、査証取得のため黄熱予防接種証明書を要求（接種必須）

中南米：ポリビア

### ■黄熱に感染する危険のある国（接種必要国）

アフリカ：ウガンダ、エチオピア、ケニア、スーダン、セネガル、ベナン

中南米：アルゼンチン、エクアドル、ガイアナ、コロンビア、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア

### 黄熱予防接種についての留意事項

- ア) 黄熱ワクチン接種は予約制です。場合によっては、予約がたいへんとりにくいこともありますので、十分な期間的ゆとりをもって、受診をされる検疫所や接種機関に早めに予約をお問い合わせください。
- イ) 黄熱ワクチン接種は指定された施設のみで実施されています。  
→[接種機関の一覧へ](https://www.forth.go.jp/useful/yellowfever.html#list) (<https://www.forth.go.jp/useful/yellowfever.html#list>)
- ウ) 卵アレルギーのある方は黄熱ワクチンを接種できないことがあります。
- エ) 実施機関により年齢による制限（65歳以上の方で初めて黄熱ワクチンを接種する場合）がありますので、該当者は各実施機関へお問い合わせください。
- オ) 2016年7月から黄熱ワクチンの接種証明書の有効期限が「10年」から「生涯有効」へ延長されました。
- カ) 黄熱接種後4週間は他の予防接種が実施できません。期限を過ぎてから接種した場合、訓練中の予防接種に支障がでるため、期限までに接種できない場合は、必ず下記までご連絡ください。
- キ) 任国への赴任に黄熱予防接種が不要でも、任国外旅行などでイエローカードの携行が必要となる国に渡航することが想定される場合は、事前に近隣国訪問の際のイエローカード携行が必要となるかについてご自身でお調べいただき、JICAの費用補助はありませんが、必要に応じて出発前に予防接種を済ませていただけますようお願いいたします。（予防接種の時期は訓練所入所4週間前まで、あるいは訓練修了後の期間で任国入国の10日前までとなります）
- ク) イエローカードに記載する氏名のアルファベット表記は、旅券（一般・公用）と同一でなくてはなりません。へボン式での記載を必ずお願いいたします。

### ●費用手続きについて

黄熱予防接種必要国（前項参照）に派遣予定でJICA 海外協力隊に合格後に予防接種を受けた方は、申請に基づき、予防接種料の支給をいたします（必要国の表以外の国については給付対象外）。

- ・「黄熱予防接種料補助申請書」様式4（押印を忘れずにお願ひします）
- ・接種先病院の「領収証」や検疫所発行の「受領書」（コピー不可、原本に限ります。黄熱予防接種の代金であること、金額、受けた本人の氏名、接種機関が明記してあるもの）を「領収証貼付用紙」に貼付。

※印紙購入の領収証のみでは費用給付できません。

- ・接種費用の振り込み手続きは、派遣前訓練修了日前後となります。

・申請書の修正は二重線に訂正印を入れて行ってください。修正テープ等は不可です。

●交通費について

下記（１）または（２）に該当する方に対しては、JICA 規程に基づき、交通費を支給します。（下記条件のいずれかを満たす場合）実際の利用路線の交通費（実費）とは異なる場合があります。なお交通費は、鉄道賃・船賃・航空賃及びバス賃（タクシー代や自家用車のガソリン代は含まれません。）を対象とします。

基準をご確認の上、それに当てはまる方は、押印済みの「黄熱予防接種交通費申請書」を送付してください。

- （１）接種時現在の居住地最寄駅から最も近い検疫所（その他黄熱予防注射の接種可能な機関を含む）の最寄駅まで最も経済的な鉄道路線で、片道 100km 以上あること。
- （２）接種時現在の居住地に最も近い検疫所を往訪するために、航空機、船舶又は車両の利用が必要となる場合であって、その片道の運賃が3,500 円を超える場合。

（注意）・実際に予防接種を実施した検疫所の所在地にかかわらず、接種時現在の居住地と最寄りの検疫所の所在地間の往復の交通費を支給します。

例：最寄り駅が静岡駅の場合、東京検疫所で接種を受けた場合でも、横浜検疫所最寄り駅までの鉄道料金を支給対象とします。

- ・鉄道特急料金を支給対象とするのは、1 乗車区間が 100km 以上とします。